大垣市体育連盟ホームページバナー広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大垣市体育連盟有料広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づき、 大垣市体育連盟(以下「当連盟」という。)がインターネット上に公開している公式ホーム ページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるもの とする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第2条 広告の掲載位置は、当連盟ホームページのトップページで当連盟が指定した位置とし、掲載する枠数は20枠とする。

(広告の規格)

- 第3条 掲載する広告はバナー広告とし、1枠につき掲載規格は次のとおりとする。
 - (1) サイズ 縦50ピクセル×横140ピクセル
 - (2) 容量 5キロバイト以内
 - (3) ファイル種類 GIF(アニメーション不可)又はJPEG形式

(掲載期間)

- 第4条 広告の掲載期間は、4月から翌年3月までの年度を基準とし、原則として1年間又は 6月間のいずれかとする。
- 2 前項の規定に関わらず、期間の途中から掲載することができる。
- 3 前項の定めによる掲載期間が6月間に満たないときは、次の6月間も継続して掲載をする ことを前提に1月単位とする。

(募集)

第5条 広告掲載の募集は、当連盟ホームページ又は当連盟広報誌にて行うものとする。

(申込み)

- 第6条 当連盟ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、当連盟ホームページバナー広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、掲載を希望する月の1か月前までに会長に提出するものとする。
 - (1) 広告案
 - (2) リンク先のホームページの内容

(広告の審査及び決定)

- 第7条 会長は、前条の申込書等の提出があった場合は、掲載の可否を審査・決定し、申込者 に通知するものとする。
- 2 当連盟広報誌等広告掲載企業から申込書等の提出があった場合は、前項の規定に関わらず、掲載できるものとする。ただし、この場合においても申込者に通知するものとする。

(広告原稿の提出)

第8条 広告掲載決定の通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告原稿を、 デジタルデータで当連盟に提出するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、次の表の通りとし、金額は税込とする。

広告主	1年間	6月間	1月間
当連盟の賛助会会員又は 広報誌等広告掲載企業	50,000円	30,000円	5,000円
上記以外	100,000円	60,000円	10,000円

2 広告掲載料は、当連盟からの請求により支払うものとする。

(広告内容等)

- 第10条 広告のデザイン、内容等は、当連盟ホームページのイメージを損なうことのないよう広告主と調整し掲載するものとする。
- 2 広告原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権 の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。
- 3 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある次の表現を含むバナー広告は禁止とする。
 - (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク(「注意」「警告」などの警告をあらわすもの。)
 - (3) ラジオボタンやプルダウンメニュー(選択できるようなもの。)
 - (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの。)
 - (5) 当連盟の実施事業であると錯誤するおそれのある表現

(被害賠償等)

第11条 広告主のホームページを閲覧することにより、閲覧者がウイルス等の被害を受けた場合及び広告主と閲覧者の間で発生する問題等については、広告主が速やかに対処するものとする。

(広告主の届出義務)

第12条 広告主は、掲載中の広告の内容、デザイン又はリンク先のホームページアドレスを 変更する場合は、当連盟に書面をもって報告するものとする。

(広告掲載の取下げ)

- 第13条 広告主は、広告掲載決定後、自己の都合により広告掲載を取り下げる場合は、書面により会長に申し出るものとする。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取消し)

- 第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。
 - (1) 広告主、リンク先ホームページの内容が、要綱若しくはこの要領に抵触していると判断 したとき、又は各種法令に違反若しくはそのおそれがあるとき
 - (2) 広告主に当連盟の信用を失墜し、又は業務を妨害するような行為があったとき
 - (3) 広告主に社会的信用を著しく損なうような事由があったとき
- 2 前項に定める広告の掲載を取り消した場合、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の更新)

- 第15条 掲載期間満了にあたり、広告主又は当連盟から書面による広告掲載の取り下げ又は 広告掲載取り消しの意思表示がない場合、広告掲載期間を更新することができる。
- 2 前項の定めにより広告掲載を更新する場合の掲載期間は、直前の掲載期間とする。

(協議事項)

第16条 この要領に定める事項について疑義を生じたとき、又はこの要領に定めのない事項 については、広告主と協議のうえ処理するものとする。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。